

『おトクeプラン for ヒワサキ』のご案内



ヒワサキと四国電力がコラボレーションしてご提供する
『特別な電気料金プラン』のご案内です。

平均的なご使用の場合、

1年間で約3,700円おトク※1



※図はイメージです

「従量電灯A」と比べて

300kWh超過分の電力量料金単価が

約2円割安!

120kWhをこえ300kWhまでの電力量料金単価が

約0.5円割安!

(通常の「おトクeプラン」と比べても、同じく約0.5円割安です)

おトクの理由①

おトクの理由②

『特別割引額』として、
毎月の電気料金から
88円割引!※2

※1：モデルケースとして、平均的なご使用量は380kWh/月の場合 [ガス併用戸建住宅4人家族における平均電灯使用量(四国電力調べ)] で従量電灯Aとの比較です。なお、従量電灯Aは口座振替割引契約を加味しております。

※2：おトクeプランで適用される「ありがとう割引」(1,056円/年1回)を年1回ではなく、月々の割引として適用させていただきます。

さらに
おトクで
便利!

四国電力の会員制Webサービス『よんでんコンシェルジュ』(無料)

【サービス例】実績照会サービス



毎月の電気料金や
使用量をグラフでひとめで確認!
昨年との比較も可能!

よんでんポイント※3



よんでんコンシェルジュのご利用に応じてポイントが貯まる!ポイントは他社ポイントや各種景品との交換が可能!

※3：当該プランにご加入の場合は、料金連動ポイント等、一部のご利用ポイントが対象外となりますのであらかじめご了承ください。

◇おトクeプランforヒワサキの料金プランについて

<適用範囲：ご加入いただけるお客さま>

電灯または小型機器を使用し、最大需要容量が6kVA未満(定額電灯を適用できる場合を除きます。)で、株式会社ヒワサキとの契約等★を締結されているお客さま(★の詳細につきましては、株式会社ヒワサキにお問い合わせください。)

電気料金
単価表

区分		単位	単価・割引額 (円/税込)
最低料金	最初の11kWhまで	1契約・1月	411.40
電力量料金	11kWhをこえ120kWhまで	1kWh	20.37
	120kWhをこえ300kWhまで	〃	26.44
	300kWh超過分	〃	28.30
特別割引額		1契約・1月	88.00

●ご請求額には、別途燃料費調整額・再生可能エネルギー発電促進賦課金を加減いたします。

《参考》

おトクeプラン	従量電灯A
単価・割引額 (円/税込)	単価・割引額 (円/税込)
411.40	411.40
20.37	20.37
26.99	26.99
28.30	30.50
88.00※4	—

※4：ありがとう割引(1,056円/年1回)を月額換算した金額です。

ご請求
イメージ

ご請求額

= 最低料金

+ 電力量
料金単価 × ご
使用量

燃料費調整額

± 燃料費
調整単価 × ご
使用量

- 特別
割引額

+ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

+ 再生可能エネルギー
発電促進
賦課金単価 × ご
使用量

契約のお申込みの際にお客さまにご提供いただいた個人情報は、株式会社ヒワサキおよび四国電力株式会社の個人情報利用目的の範囲内で利用させていただきます。なお、個人情報利用目的の範囲は、株式会社ヒワサキおよび四国電力株式会社のホームページにてご確認ください。

(詳しいご契約条件は、裏面をご確認ください)

(本書記載の内容は、2020年4月1日時点のものになります)

ご契約にあたっての重要事項



申込み・その他変更手続き

- ・お客さまが『おトクeプランforヒワサキ』の電気の需給契約を希望される場合は、当社所定の様式により、申込みいただきます。なお、お申込みに際しては、料金適用開始日を当社にて定め、お客さまにご案内いたします。
- ・当該料金プランの電気のご契約開始後、需給契約の廃止・変更を希望される場合は、電話、インターネット等にてすみやかに申込みいただきます。ただし、必要に応じ、当社所定の様式によって申込みをしていただくことがあります。なお、本人確認を行うため、必要な書類（身分証明書等）を提示していただくことがあります。
- ・相続等によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合で、当社が承諾したときは、名義変更の手続きができます。

毎月の料金について

- ・毎月の料金は、前月の検針日から当月の検針日の前日までを1ヵ月とし、その期間の電気ご使用量等にもとづき算定いたします。なお、お引越しなどで電気のご使用期間が1ヵ月に満たない場合は、日割計算いたします。
- ・検針日は、四国電力送配電株式会社（以下「四国電力送配電」）が定め、当社がお客さまにあらかじめお知らせいたします。

料金等のご請求・お支払いについて

- ・毎月の料金やご使用量は、原則として、当社所定のインターネットサイト（以下「よんでんコンシェルジュ」）によりお知らせいたします。
- ・毎月の料金をお客さまが指定する口座やクレジットカードから毎月継続して支払っていただく場合は、あらかじめ申込みが必要です。
- ・当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。
- ・原則として、お客さまの料金の支払義務は、四国電力送配電から受領した検針の結果等にもとづき、当社にて料金の請求が可能となった日（以下「請求日」）に発生し、支払期日は請求日の翌日から起算して30日目といたします。なお、毎月の料金をお客さまが指定する口座から毎月継続して支払っていただく場合で、お客さまが支払義務発生日の翌日から起算して31日目以降の振替日を希望され、かつ、それを当社が承諾したときの支払期日は、その振替日といたします。
- ・お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間に応じ延滞利息（年利10%）を申し受けます。
- ・料金その他の債務について、当社が定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

ご契約について

- ・契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
- ・契約期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからも需給契約の廃止または変更の申出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、需給契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、お客さまにお知らせいたします。なお、当社は、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」）の交付に代えて、電子メールを送信する方法または当社所定のインターネットサイトに掲載する方法（以下「電磁的方法」）等によりお客さまにお知らせすることがあります。また、変更とならぬその他の事項については、お知らせを省略することがあります。
- ・原則として、料金適用開始の日以降1年に満たないで、お客さまは需給契約を他の契約に変更できません。
- ・お客さまが料金適用開始の日（契約容量または契約電力を増加された日を含みます。）以降1年に満たないで、電気の使用を廃止または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合は、電気料金を精算していただくことがあります。また、この場合で、当社が四国電力送配電から、四国電力送配電が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」）にもとづき工事費の精算に係る請求を受けたときは、当社は、当該金額をお客さまに支払っていただきます。
- ・お客さまの増設等の申込みにより、四国電力送配電の供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで、増設等の申込みを取消または変更される場合で、四国電力送配電から託送約款等にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまに支払っていただきます。

ご契約の解除・変更について

- ・当社は、次の場合等に契約を解除させていただくことがあります。この場合、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。
 - ・電気の供給を停止（電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合等）されたお客さまが、当社が定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 - ・お客さまが料金を支払期日にさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ・お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日にさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ・電気需給条件【低圧】（以下「需給条件」）および料金条件によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金等）を支払われない場合
- ・なお、需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。
- ・お客さまが、株式会社ヒワサキとの契約等を締結されていないことが明らかになった場合は、契約種別を従来の『おトクeプラン』に変更いたします。なお、契約種別変更後の料金適用開始日は、当社にて定め、お客さまにお知らせいたします。

ご契約条件の変更について

- ・当社は、需給条件および料金条件を変更することがあります。この場合には、変更後の需給条件および料金条件の実施期日に先立ち、お客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申出がないときは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の需給条件および料金条件によります。
- ・消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、需給条件および料金条件を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の需給条件および料金条件によります。
- ・託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、需給条件および料金条件を変更する必要が生じた場合、当社は、変更後の託送約款等または法令にもとづき、需給条件および料金条件を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の需給条件および料金条件によります。
- ・当社は、需給条件または料金条件を変更する場合、変更内容は、変更内容は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。なお、当社は、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電磁的方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。また、変更とならぬその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

電気のご利用にあたって（遵守事項）

- ・お客さまが当社へ申込みをする場合は、あらかじめ託送約款等における需要者に関する事項について遵守することを承諾のうえ、当社へ申込みをしていただきます。
- ・四国電力送配電は、法令にもとづき、電気設備の調査・点検を行っていますので、保安に対するご協力をお願いいたします。
- ・当社または四国電力送配電は、需給条件および料金条件ならびに託送約款等において必要となる業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- ・お客さまが電気設備を四国電力送配電の供給設備に電氣的に接続して使用する場合は、電気設備に関する技術基準、託送約款等およびその他法令等にしたが、四国電力送配電の供給設備の状況等を勘案して、技術上適当と認められる方法によって連系していただきます。
- ・電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。なお、必要な措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社は、その賠償の責めを負いません。
- ・お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または四国電力送配電もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、託送約款等の定めにしたがい、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものと、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、四国電力送配電が供給設備を変更または専用供給設備を施設いたします。
- ・当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。
- ・需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯または小型機器を使用する契約のお客さまについては90%以上、その他のお客さまについては85%以上に保持していただきます。
- ・お客さまが電気を不正に使用した場合には、違約金（免れた金額の3倍相当の金額）を申し受けることがあります。
- ・お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の四国電力送配電の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が四国電力送配電から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

その他

- ・お客さまのご希望による場合など、引込線等の四国電力送配電の設備の工事を行うときには、工事の内容により工事費負担金・その他実費の相当額をご負担いただく場合がございます。この場合は振込等により支払っていただきます。
- ・当社または四国電力送配電は、四国電力送配電が維持および運用する供給設備に故障が生じ、もしくは故障が生ずるおそれがある場合、四国電力送配電が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工上やむを得ない場合または電気の需給上もしくは保安上必要がある場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。この場合、あらかじめチラシ等によってお知らせいたしますが、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。なお、これに伴う料金の減額はいたしません。
- ・当社に故意・過失がある場合を除き、供給の停止、契約の解除、停電または漏電その他の事故等により、お客さまの受けた損害について、当社は賠償の責めを負いません。
- ・周波数は標準周波数 60ヘルツ、供給電圧は標準電圧100Vまたは200Vで供給いたします。
- ・本資料の詳細事項、ならびに記載のない事項につきましては、需給条件および料金条件ならびに託送約款等によります。需給条件および料金条件は、当社ホームページ（<https://www.yonden.co.jp/>）にて、託送約款等は、四国電力送配電のホームページ（<https://www.yonden.co.jp/nw/>）にてそれぞれご覧いただけますので、あわせてご確認くださいませようお願いします。

【代理業者】
株式会社ヒワサキ
【本社所在地】
高知県高知市中央の島2番75号

【お問い合わせ先】
0120-831-183（本社）
受付時間/月～金曜日 9:00～17:00
※祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く

【小売電気事業者】
四国電力株式会社（登録番号/A0274）
【本社所在地】
香川県高松市丸の内2番5号

【お問い合わせ先】
0120-410-430（お客さまサポートセンター）
受付時間/月～土曜日 8:40～17:20
※祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く